

令和2年2月25日  
庁議資料

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市

愛光女子学園

## 災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と愛光女子学園(以下「乙」という。)は、狛江市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、狛江市内において災害が発生又は発生のおそれのある場合において、甲が福祉避難所として、乙の管理する施設の一部を使用することに乙が積極的に協力し、高齢者等の福祉的なケアが必要な者(以下「要配慮者」という。)の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

### (使用の申請等)

第2条 甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設を甲が福祉避難所として使用する必要が生じた場合、乙は、甲の申請により、その目的の範囲内において、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) むらさき寮
- (2) 職員用駐車場
- (3) その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に前項に掲げる施設(以下「福祉避難所等」という。)の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書(別紙様式1)を提出する。ただし、甲は、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

### (協力の内容)

第3条 乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者に対する福祉避難所の提供
- (2) 前号に付随する車両駐車場の提供
- (3) その他、災害対策上必要と認められる協力

### (申請に基づく措置等)

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、福祉避難所等の使用を必要と認めるときは、国有財産使用許可書(別紙様式2)を甲に交付し、

甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

- 2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、福祉避難所等の使用料を無償とする。
- 3 乙は、福祉避難所等の使用を許可した後、福祉避難所等を使用するために必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 福祉避難所等への避難者の誘導及び対応は、甲が責を負うものとし、乙は必要に応じた協力を行う。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に使用するため福祉避難所等の提供ができなくなったとき。
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき。

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第4条第1項の規定により許可された施設を使用する者に対し、許可された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を行うものとする。

（乙への届出）

第7条 甲は、福祉避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。この場合において、甲の使用が長期に渡り、乙の通常業務に著しい支障が生じたときは、乙の申入れにより、その使用を解除しなければならない。

- 2 甲は、福祉避難所等の使用を終了するときは、使用した施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）

第9条 第3条に規定する協力において要した経費（施設使用料は、第4条第2項の規定により発生しない。）については、甲及び乙が協議の上、決定するも

のとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了後の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙は署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 2月 19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都狛江市西野川三丁目1-4番26号

愛光女子学園長 桑田

